

中之条町緊急通報システム事業

「一人暮らしはなにかと不安、いつも相談できる人がいると助かるのに。」

「離れて暮らす母、父に何かあったら心配！」

このような不安を抱える一人暮らしの高齢者やご家族の方に
お応えします。

使用機器



緊急通報装置本体

体調が悪い時、救急車が必要な時、健康相談したい時にボタンを押すとコールセンターに繋がります。受話器を持たずにそのままスタッフとお話ができます。

(※別途固定電話回線が必要となります)



ペンダント型送信機

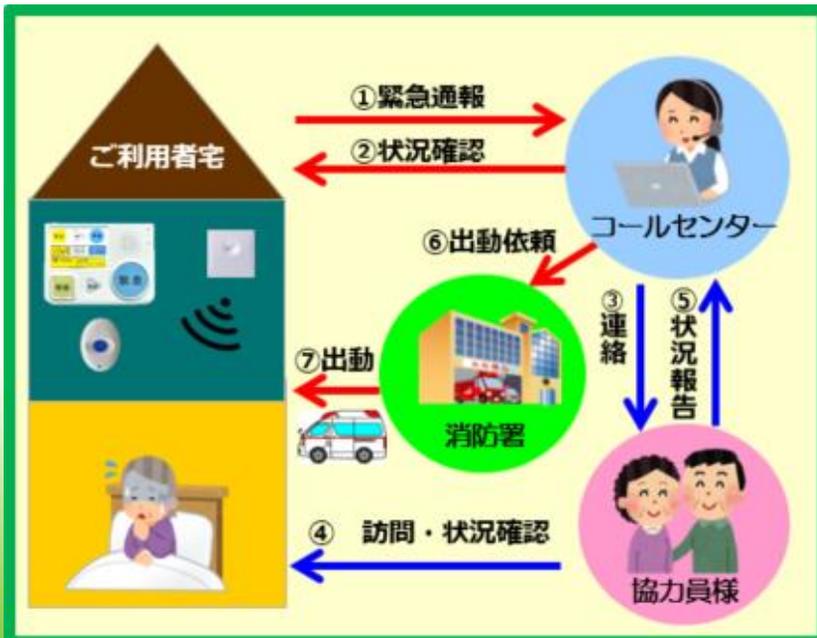
家の中どこでも持ち運びが可能で、トイレやお風呂場でも使用する事ができます。



人感センサー

居間や寝室、玄関等の天井に設置し、既定の時間活動量が少ない場合に自動通報します。

*カメラではありません。 *別途、通信料がかかります。



緊急時の対応方法

- ① 緊急通報受信
- ② ご利用者の状況を確認
- ③ 確認不能時は協力員様へ訪問依頼
- ④ 協力員様が訪問
- ⑤ コールセンターへ状況報告
- ⑥ 必要に応じ出動要請
- ⑦ 救急車出動

※③④⑤はご利用者本人に連絡が取れない場合に行います。

■ 本事業に関するお問合せ先

中之条町役場 福祉課 福祉係 TEL : 0279-75-8818

立山相談センター (立山科学) TEL : 0274-67-5540

申請から設置までの流れ

申請時の注意事項

- 緊急通報装置は、NTTアナログ回線を推奨しています。NTTアナログ回線以外の場合は、住民福祉課または立山相談センターまでお問い合わせください。
- 黒電話の場合は、電話の差込口がモジュラータイプか確認をお願いします。モジュラータイプでない場合は設置が出来ませんので、別途工事をお願いします。
- 緊急通報装置は電話回線と電源を必要とします。設置をご希望の場所に電話の差込口と電源があるか確認をお願いします。ない場合は別途工事が必要な場合があります。
- 事業の利用にあたって、緊急時に利用者宅を訪問し状況確認していただける協力員2名以上の確保と、ご親族の登録が必要です。ご近所の方や、ご親族に協力の依頼をお願いいたします。

利用の流れ

- 役場福祉課へ利用申請書を提出してください。
- 役場より利用の可否を通知します。
- 利用が認められた方は、立山相談センターより日程調整のお電話があります。

設置工事について

- 立山相談センターより工事担当者がお伺いします。
- 緊急通報装置本体は、固定電話機の近くに設置します。
- 本体の大きさは、約23cm×17cm程です。
- センサーは、居間、寝室、玄関（基本）の天井に設置します。
- 宅内に動物がいる場合は壁付けになる場合があります。
- ペンダント型送信機は、宅内で使用し、持ち出さないようにお願いします。
- コールセンターの電話番号をお知らせいたしますので、登録をお願いします。

1.居間

昼間過ごされるお部屋



2.寝室

夜おやすみになるお部屋



3.玄関

外出される時の主な出入口



※注意事項

通報装置はレンタル品ですので、破損、紛失しないよう、お願いいたします。

